

(証券コード 3691)
平成28年12月7日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社リアルワールド
代表取締役社長 **菊池誠晃**

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年12月21日（水曜日）午後7時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月22日（木曜日）午後3時（開催時刻が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号 アイビーホール3階（ナルド）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当社定款第15条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://realworld.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済財政政策や日銀による金融緩和策を背景とし、雇用情勢や個人消費は緩やかな回復基調が続きました。

そのような中、当社グループを取り巻くインターネット広告市場においては、引き続きスマートフォンの普及の後押しを受け、市場規模は拡大を続けており、平成27年には前年比10.2%増の1兆1,594億円と市場規模は高い成長を続けております。(出所：電通「2015年日本の広告費」)

当社グループは、このような事業環境のもと、クラウド事業及びフィンテック事業を中心として事業展開しております。

その中でも、平成28年2月にネットでのクラウドソーシングとリアルでの働き方の双方を実現することを目的とした株式会社リアルキャリアを設立し、従来提供してきたクラウドソーシングだけでなく、更なる働き方の多様化のため、派遣サービスの提供を開始いたしました。

また、平成28年4月に株式会社REAL FINTECHを設立し、ポイントの仮想通貨化を目指し、今後事業展開していく予定です。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は4,601,455千円(前年同期比27.1%増)、営業利益は203,484千円(同196.7%増)、経常利益は216,997千円(同243.8%増)、親会社株主に帰属する当期純損失は89,516千円(前年同期の親会社株主に帰属する当期純利益は1,302千円)となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

なお、平成28年4月20日に株式会社REAL FINTECHを設立し、「フィンテック事業」を報告セグメントとしております。これに伴い、当連結会計年度より報告セグメントの名称を従来の「ポイントエクスチェンジ事業」から「フィンテック事業」に変更しております。この変更は、当社のポイントシステム基盤の基礎技術の発展、ビットコインで用いられているブロックチェーン等の新技術の応用、投資等の金融領域への事業展開を具体的に進めるために、株式会社REAL FINTECHを設立したことによるものであります。

<クラウド事業>

クラウド事業においては、会員数が1,000万人を超え、引き続きクラウドメディアによって接触会員数の増加を図り、クラウドソーシングによって売り上げ単価の上昇を図るという相互作用を持った事業拡大を進めております。また、会員のライフイベントにあった多種多様な働き方を提供する「ワークエコシステム」のより一層の拡大を進めております。

このような結果、クラウド事業の売上高は4,571,921千円（前年同期比27.4%増）、セグメント利益は939,372千円（同52.7%増）となりました。

・クラウドメディアサービス

クラウドメディアサービスにおいては、スマートフォン経由での会員獲得や回遊促進による利用活性化を実施いたしました。

このような結果、クラウドメディアサービスの売上高は2,657,704千円（前年同期比14.2%増）となりました。

・クラウドソーシングサービス

当期継続的に実施してきた提携戦略により、クラウドソーシングサービスの売上高は1,914,216千円（前年同期比51.8%増）となりました。

<フィンテック事業>

フィンテック事業の売上高は29,533千円（前年同期比10.6%減）、セグメント損失は7,615千円（前年同期セグメント利益は22,893千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は32,345千円であり、その主なものは、クラウド事業に係るソフトウェアのシステム投資であります。

③ 資金調達の状況

金融機関より長期借入金として400,000千円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
平成28年5月30日付けで、PT. SITUS KARUNIA INDONESIA株式の一部売却を行ったことにより持分比率が低下したため、当社の子会社ではなくなっております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、環境変化が著しい昨今のインターネットメディア業界において、クラウド事業を中心に展開してまいりました。

今後につきましては、クラウド事業における総会員数の拡大、他社との提携及びスマートフォン分野へ注力することによって新たな収益源を獲得していくことが重要であると考えております。

これらを踏まえ、当社グループは以下の事項を対処すべき課題として取り組んでまいります。

①クラウドメディアの継続的成長

当社グループが事業を展開するクラウドメディアにおいては、スマートフォンの普及や通信インフラ基盤の拡大、高速化等によってスマートフォンからの利用が急拡大しております。このような拡大を続けるスマートフォン市場において、優位性の確保が今後の継続的な成長に不可欠であると考えております。

そのため、今後はクラウドメディアにおいて、より一層スマートフォン分野に注力していき、スマートフォン分野において、会員がポイントを獲得しやすい仕組みを構築することにより、クラウドメディアの継続的な成長を図ってまいります。

②クラウドソーシングの認知度向上

クラウドソーシングの成長には、まず社会におけるサービスの認知度向上を図り、クラウドソーシング市場全体の拡大を進めなければならないと考えております。

当社グループは、クラウドソーシングに注力し、サービスとしての認知度を上げるとともに、クラウドソーシングの市場拡大を図ってまいります。

③AI（人工知能）分野への参入

AI分野の市場規模は現在約4兆円と言われており、2030年には約87兆円になると予想されています。（出所：EY総合研究所「人口知能が経営にもたらす「創造」と「破壊」」）

このように急激な市場規模拡大をする中、当社グループはクラウドソーシングを活用し、AIエンジンに学習させるための学習データの収集を行っております。

音声をはじめ、文字や画像など、多岐に渡る学習データを収集し、クラウドソーシングサービスにおいて、提供するマイクロタスクの充実を図っております。

④サイト運営の健全性等について

当社グループの事業においては、会員が安心して利用できるサービス環境を提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。

当社グループは個人情報保護等に関するサイトの安全性の強化に加え、広告掲載基準の整備・利用規約の徹底・システム監視体制の強化など、健全性維持の仕組み構築へ継続的に取り組んでまいります。

⑤システムの安定性の確保

当社グループの主要事業は、インターネット上で事業展開を行っているため、安定稼働させることで会員に安心して利用していただくことが、事業運営上必須であると考えております。

安定した事業運営を行うにあたり、新規事業や会員の増加等に伴うアクセス数の増加を考慮した、サーバー設備の増強、負荷分散システムの導入等が重要となるため、今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

⑥優秀な人材の採用

今後の更なる成長にとって、優秀な人材を適時に採用することが、重要な課題と認識しております。特にエンジニアにおける採用コストは増加傾向にありますので、優秀な人材を採用していくために、企業として採用競争力の強化及び従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑦海外展開への対応

海外におけるクラウドソーシング市場およびインターネット市場の拡大を見据え、連結子会社である株式会社マークアイが持つ海外ネットワークを積極的に活用し、中長期的な収益化を目指し市場調査を進めてまいります。

⑧ブランド知名度の向上

当社グループは、新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告を実施しておらず、当社が持つ友達紹介システムの活用により会員の獲得を図ってまいりました。

しかしながら、既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、ブランドのより一層の確立が重要であると認識しております。今後は、費用対効果を慎重に検討の上、広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化を図ってまいります。

⑨新規事業の対応

環境の変化が激しいインターネット市場において、既存の事業を成長させつつ、新規事業によって事業ポートフォリオの多角化を図り、持続的な成長を遂げなければならないと考えております。

具体的には会員のレベル向上と獲得ポイント単価の向上につながる各種スキルアップの場を提供する必要があると考えています。これらを通じて、会員はスキルに応じた作業を実施できるようになり、依頼企業に対しては会員の量だけではなく質の可視化を進めていくことを検討しております。

⑩内部統制

平成28年9月15日付け「独立委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び同日付け「平成28年9月期第3四半期決算短信の提出及び過年度の決算短信等の訂正、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にて公表しておりましたとおり、独立委員会からの提言を真摯に受け止め、下記の再発防止に向けた改善措置に取り組んでまいります。

- ・コーポレートガバナンスの強化
- ・内部管理体制及び業務体制の見直し
- ・コンプライアンスに対する役職員の意識向上を図る施策の実施
- ・再発防止策を推進する体制

(3) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 平成25年9月期 第9期 | 平成26年9月期 第10期 | 平成27年9月期 第11期 | 平成28年9月期 第12期 (当連結会計 年度) |
|---|-----------------|------------------|------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | - | 2,756,527 | 3,621,546 | 4,601,455 |
| 経 常 利 益 (千円) | - | 184,754 | 63,112 | 216,997 |
| 親会社株主に帰 属する当期純利 益又は親会社株 主に帰属する当 期純損失(△) | - | 103,696 | 1,302 | △89,516 |
| 1株当たり当期 純利益又は1株 当たり当期純損 失(△) | - | 42.42 | 0.48 | △32.80 |
| 総 資 産 (千円) | - | 2,081,249 | 3,287,093 | 3,655,117 |
| 純 資 産 (千円) | - | 1,123,255 | 1,217,670 | 1,028,091 |
| 1株当たり 純 資 産 額 (円) | - | 415.28 | 418.34 | 337.54 |

- (注) 1. 当社は第10期より連結計算書類を作成しております。
2. 過年度の決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第10期及び第11期の金額については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の 出資比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------------|-------------|-------------|----------|
| 株式会社READO | 10,000 千円 | 100.0 % | クラウド事業 |
| 株式会社マークアイ | 110,000 千円 | 76.1 % | クラウド事業 |
| 株式会社リアルキャリア | 20,000 千円 | 100.0 % | クラウド事業 |
| 株式会社REAL FINTECH | 10,000 千円 | 100.0 % | フィンテック事業 |
| REALWORLD ASIA PTE. LTD. | 450,000 SGD | 100.0 % | クラウド事業 |

- (注) 平成28年5月30日付けで、PT. SITUS KARUNIA INDONESIA株式の一部売却を行ったことにより持分比率が低下したため、当社の子会社ではなくなっております。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容（平成28年9月30日現在）

| 事業 | 主要サービス |
|----------|--|
| クラウド事業 | 「CROWD」、「Gendama」、知的財産権に関する総合コンサルティング等 |
| フィンテック事業 | 「PointExchange」、フィンテック |

(6) 主要な営業所（平成28年9月30日現在）

| 名称 | 所在地 |
|--------------------------|--------|
| 当社 | 東京都港区 |
| 株式会社READO | 北海道札幌市 |
| 株式会社マークアイ | 東京都港区 |
| 株式会社リアルキャリア | 東京都港区 |
| 株式会社REAL FINTECH | 東京都港区 |
| REALWORLD ASIA PTE. LTD. | シンガポール |

(7) 従業員の状況（平成28年9月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 120名 | 12名減 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。
2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が12名減少しておりますが自己都合退職によるものであります。

②当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 46名 | 9名減 | 30.6歳 | 2年10か月 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。
2. 当社から子会社への出向者は含まれておりません。
3. 前事業年度末に比べ従業員数が9名減少しておりますが子会社への出向及び自己都合退職によるものであります。

(8) 主要な借入先（平成28年9月30日現在）

| 借入先 | 借入残高 |
|---------------|------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 150,000 千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 104,185 千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 105,000 千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 148,270 千円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 200,000 千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,700,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,736,235株（自己株式65株を除く）
- (3) 株主数 1,852名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|----------------------------|-------------|---------|
| 菊池誠晃 | 1,356,500 株 | 49.57 % |
| クックパッド株式会社 | 276,000 株 | 10.08 % |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 108,000 株 | 3.94 % |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 43,800 株 | 1.60 % |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口） | 38,000 株 | 1.38 % |
| 株式会社SBI証券 | 37,900 株 | 1.38 % |
| 伊藤勝之 | 29,000 株 | 1.05 % |
| 株式会社ヤング住研 | 26,000 株 | 0.95 % |
| 株式会社ユニゾン | 25,000 株 | 0.91 % |
| 日本証券金融株式会社 | 23,500 株 | 0.85 % |

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 名 称 | 第4回新株予約権 (平成24年8月29日発行) |
|------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 86個 |
| 保有人数 当社取締役(社外役員を除く) | 3名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式 8,600株 |
| 新株予約権の発行価格 | — |
| 新株予約権の行使価額 | 1個あたり900円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成26年8月30日 至 平成34年6月29日 |
| 新株予約権の主な行使条件 | 権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 |

| 名 称 | 第5回新株予約権 (平成25年8月26日発行) |
|------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 10個 |
| 保有人数 当社取締役(社外役員を除く) | 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式 1,000株 |
| 新株予約権の発行価格 | — |
| 新株予約権の行使価額 | 1個あたり900円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成27年8月27日 至 平成35年6月26日 |
| 新株予約権の主な行使条件 | 権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等
該当事項はありません。

(3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成28年2月18日開催の当社取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合に権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。なお、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

| | 第6回新株予約権 |
|------------------------|-------------------------------------|
| 発行決議日 | 平成28年2月18日 |
| 新株予約権の数 | 1,136個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式 113,600株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個あたり300円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個あたり214,000円 (1株あたり2,140円) |
| 権利行使期間 | 自 平成30年1月1日 至 平成34年3月30日 |
| 行使の条件 | (注) |
| 割当先 | 当社取締役 8名 (600個) 当社従業員 39名 (536個) |

- (注) 1. 平成29年9月期から平成31年9月期までのいずれかの期におけるのれん償却前営業利益（営業利益にのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。）が、500百万円を超過した場合、当該のれん償却前営業利益の水準を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使期間の末日までに本新株予約権を行使することができる。なお、本項におけるのれん償却前営業利益については、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益及び連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額（連結財務諸表を作成していない場合、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。）を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益及びのれん償却額の概念に重要な変更があった場合、当社取締役会決議に基づき、別途参照すべき適正な指標及び数値を定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年9月30日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---------|-------|---|
| 代表取締役社長 | 菊池誠晃 | |
| 取締役 | 東本和人 | 経営本部長 |
| 取締役 | 熊坂慶太 | クラウド事業部長 |
| 取締役 | 金光善浩 | クラウドメディアサービス担当 |
| 取締役 | 寺原大作 | クラウドソーシングサービス担当 |
| 取締役 | 有賀貞一 | AITコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社アイリッジ 社外取締役 |
| 取締役 | 穉田誉輝 | クックパッド株式会社 取締役兼執行役 株式会社みんなのウェディング 取締役会長 |
| 取締役 | 神野彰史 | 株式会社リージェンシー 代表取締役 |
| 常勤監査役 | 久須美卓三 | |
| 監査役 | 半谷智之 | 株式会社GameWith 社外監査役 |
| 監査役 | 大村健 | フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士 パイブドHD株式会社 社外監査役 ユナイテッド株式会社 社外監査役 アライドアーキテクト株式会社 社外監査役 株式会社イグニス 社外取締役 株式会社レアジョブ 社外取締役 |

- (注) 1. 取締役 有賀貞一氏、穉田誉輝氏及び神野彰史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 久須美卓三氏、半谷智之氏及び大村健氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役の久須美卓三氏は、長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成27年12月25日開催の第11回定時株主総会の終結の時をもって取締役 和出憲一郎氏は任期満了により退任いたしました。
5. 平成28年9月30日をもって取締役 東本和人氏、熊坂慶太氏、金光善浩氏、および寺原大作氏は、取締役を辞任により退任いたしました。
6. 平成28年10月1日より取締役 有賀貞一氏は、取締役会長に就任しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 取 締 役 (うち社外取締役) | | 監 査 役 (うち社外監査役) | | 計 | |
|--------------------|------------------------|--------------------|------------------------|--------------|------------------------|
| 人数 | 金額 | 人数 | 金額 | 人数 | 金額 |
| 9名 (4名) | 80,460千円 (10,860千円) | 3名 (3名) | 14,400千円 (14,400千円) | 12名 (7名) | 94,860千円 (25,260千円) |

- (注) 1. 取締役に対する報酬限度額は、平成27年12月25日開催の第11回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額 30,000千円以内）と決議頂いております。
2. 監査役に対する報酬限度額は、平成18年6月1日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議頂いております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

| 区 分 | 氏 名 | 兼 職 先 | 兼職内容 | 当該他の法人等との関係 |
|-------|-------|-----------------|------------|---|
| 社外取締役 | 有賀貞一 | AITコンサルティング株式会社 | 代表取締役 | 当社とAITコンサルティング株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| | | 株式会社アイリッジ | 社外取締役 | 当社とアイリッジ株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社外取締役 | 穂田善輝 | クックパッド株式会社 | 取締役兼執行役 | クックパッド株式会社は当社の大株主であります。、それ以外に重要な取引その他の関係はありません。 |
| | | 株式会社みんなのウェディング | 取締役会長 | 当社と株式会社みんなのウェディングとの間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社外取締役 | 神野彰史 | 株式会社リージェンシー | 代表取締役 | 当社と株式会社リージェンシーとの間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社外監査役 | 久須美卓三 | — | — | — |
| 社外監査役 | 半谷智之 | 株式会社 GameWith | 社外監査役 | 当社と株式会社 GameWithとの間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社外監査役 | 大村健 | フォーサイト総合法律事務所 | 代表パートナー弁護士 | 当社とフォーサイト総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| | | パイブドHD株式会社 | 社外監査役 | 当社とパイブドHD株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| | | ユナイテッド株式会社 | 社外監査役 | 当社とユナイテッド株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| | | アライドアーキテツク株式会社 | 社外監査役 | 当社とアライドアーキテツク株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| | | 株式会社イグニス | 社外取締役 | 当社と株式会社イグニスとの間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| | | 株式会社レアジョブ | 社外取締役 | 当社と株式会社レアジョブとの間に重要な取引その他の関係はありません。 |

②当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-------|-------|---|
| 社外取締役 | 有賀貞一 | 就任後開催の取締役会19回のうち18回出席し、経営者としての豊富な経験、および幅広い見識から発言を行っております。 |
| 社外取締役 | 穂田誉輝 | 就任後開催の取締役会19回のうち15回出席し、経営者としての豊富な経験、および幅広い見識から発言を行っております。 |
| 社外取締役 | 神野彰史 | 就任後開催の取締役会19回のうち18回出席し、経営者としての豊富な経験、および幅広い見識から発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 久須美卓三 | 当事業年度開催の取締役会23回すべてに出席し、また、監査役会15回すべてに出席し、経営に関する幅広い見識に基づく発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 半谷智之 | 当事業年度開催の取締役会23回すべてに出席し、また、監査役会15回すべてに出席し、投資実務を担当してきた深い経験に基づく専門的見地からの発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 大村健 | 当事業年度開催の取締役会23回のうち22回に出席し、また、監査役会15回すべてに出席し、弁護士としての深い経験に基づく専門的見地からの発言を行っております。 |

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|--|----------|
| ①報酬等の額 | 79,800千円 |
| ②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額 | 93,800千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。また、上記金額には、訂正報告書に係る監査の監査報酬を含んでおります。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りもの算出根拠並びに過年度の監査計画と実績の状況等を総合的に勘案し必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役員及び従業員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。また、剰余金の配当を行う場合、期末配当を基本方針としております。

7. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に関する決議の概要は、以下のとおりであります。

- (1) **当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ① 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ④ 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
 - ⑤ 内部通報マニュアルを定め、法令上疑義のある行為等について社内外からの情報の確保に努める。
 - ⑥ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、賞罰委員会による処罰の対象とする。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ② 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- (3) **当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ① 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統一的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
 - ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。
- (4) **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ① 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
 - ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
 - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- (5) **当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
 - ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。

- ③ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、原則として、当社の取締役または使用人に子会社の取締役または監査役を兼務させ、当該兼務者を通じて子会社の職務の執行状況を当社に定期的に報告させるとともに関係会社管理規程に基づき、その職務の執行状況をモニタリングする。

- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体のリスク管理規程を策定しグループ全体のリスクマネジメントを実施する。

- ③ 子会社の取締役の職務の執行及び業務が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行の体制について、子会社の事業、規模及び当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するとともに、子会社の意思決定について、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。

- (ii) 当社の内部監査室が各部門及びグループ各社における内部監査を実施し、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性の把握、評価等を行う。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役は、監査役監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。
- ② 監査役補助者は、監査役に同行して取締役会その他の重要会議に出席し、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加できるものと

し、取締役及び使用人は監査役の補助者の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(9) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者(以下、本項において「当社及び子会社の取締役等」という。)が当社の監査役に報告するための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役等は、法定の事項に加え、当社または子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
- ② 当社及び子会社の取締役等は、当社の監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- ③ 当社の監査役は、当社及び子会社の取締役等から得た情報について、第三者に対して報告する義務を負わず、また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が毎年策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
- ② 各部門及びグループ各社は、監査役の往査に協力する。
- ③ 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- ④ 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
- ⑤ 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
- ⑥ 監査役は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

上記の内部統制システムの基本方針について、監査役及び内部監査室が業務監査や財務報告に係る内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を随時モニタリングしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 2,726,213 | 流 動 負 債 | 2,050,426 |
| 現金及び預金 | 1,085,868 | 買掛金 | 392,321 |
| 売掛金 | 770,463 | 短期借入金 | 550,000 |
| 金銭の信託 | 404,242 | 1年内償還予定の社債 | 67,800 |
| 仕掛品 | 67,016 | 1年内返済予定の長期借入金 | 146,801 |
| 貯蔵品 | 36,544 | 未払金 | 226,911 |
| 繰延税金資産 | 136,926 | リース債務 | 14,939 |
| その他 | 227,016 | 前受金 | 119,646 |
| 貸倒引当金 | △1,863 | 未払法人税等 | 70,384 |
| 固 定 資 産 | 924,792 | 未払消費税等 | 45,063 |
| 有形固定資産 | 165,825 | ポイント引当金 | 336,269 |
| 建物 | 114,428 | その他の引当金 | 31,194 |
| リース資産 | 48,486 | その他 | 49,094 |
| その他 | 2,909 | 固 定 負 債 | 576,599 |
| 無形固定資産 | 460,067 | 社債 | 169,500 |
| のれん | 287,783 | 長期借入金 | 359,054 |
| ソフトウェア | 161,187 | リース債務 | 38,323 |
| その他 | 11,096 | その他 | 9,721 |
| 投資その他の資産 | 298,900 | 負債合計 | 2,627,026 |
| 投資有価証券 | 74,676 | 純 資 産 の 部 | |
| 敷金及び保証金 | 208,733 | 株 主 資 本 | 918,612 |
| 繰延税金資産 | 316 | 資本金 | 425,517 |
| その他 | 15,173 | 資本剰余金 | 319,168 |
| 繰 延 資 産 | 4,111 | 利益剰余金 | 174,068 |
| 社債発行費 | 4,111 | 自己株式 | △141 |
| | | その他の包括利益累計額 | 4,987 |
| | | 為替換算調整勘定 | 4,987 |
| | | 新株予約権 | 340 |
| | | 非支配株主持分 | 104,151 |
| | | 純資産合計 | 1,028,091 |
| 資産合計 | 3,655,117 | 負債及び純資産合計 | 3,655,117 |

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 4,601,455 |
| 売 上 原 価 | | 2,513,640 |
| 売 上 総 利 益 | | 2,087,815 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,884,330 |
| 営 業 利 益 | | 203,484 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 19 | |
| 為 替 差 益 | 30,046 | |
| そ の 他 | 720 | 30,786 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 10,959 | |
| 社 債 発 行 費 | 2,553 | |
| そ の 他 | 3,759 | 17,272 |
| 経 常 利 益 | | 216,997 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 11,623 | |
| 関係会社株式売却益 | 1,023 | 12,647 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 33,499 | |
| 事 業 撤 退 損 | 3,502 | |
| 特 別 調 査 費 用 | 129,719 | 166,721 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 62,923 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 93,756 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 35,200 | 128,957 |
| 当 期 純 損 失 (△) | | △66,033 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 23,483 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) | | △89,516 |

連結株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から)
(平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------------|---------|------------|-----------|------|------------|
| | 資本金 | 資本金 剰余金 | 利益 剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| 当期首残高 | 417,237 | 409,295 | 367,152 | — | 1,193,685 |
| 誤謬の訂正による累積的影響額 | — | — | △59,488 | — | △59,488 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | — | △98,407 | △44,078 | — | △142,486 |
| 誤謬の訂正及び会計方針の変更を反映した当期首残高 | 417,237 | 310,888 | 263,585 | — | 991,711 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) | — | — | △89,516 | — | △89,516 |
| 新株の発行 | 8,280 | 8,280 | — | — | 16,560 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △141 | △141 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | 8,280 | 8,280 | △89,516 | △141 | △73,098 |
| 当期末残高 | 425,517 | 319,168 | 174,068 | △141 | 918,612 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主 持分 | 純資産 合計 |
|----------------------------------|--------------|-----------------------|-------|-------------|-----------|
| | 為替換算 調整勘定 | その他の包 括利益累計 額合計 | | | |
| 当期首残高 | 2,805 | 2,805 | — | 80,667 | 1,277,159 |
| 誤謬の訂正による累積 的影響額 | — | — | — | — | △59,488 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | — | — | — | — | △142,486 |
| 誤謬の訂正及び会計方針 の変更を反映した当期首 残高 | 2,805 | 2,805 | — | 80,667 | 1,075,184 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属 する当期純損失(△) | — | — | — | — | △89,516 |
| 新株の発行 | — | — | — | — | 16,560 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — | △141 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 2,181 | 2,181 | 340 | 23,483 | 26,005 |
| 当期変動額合計 | 2,181 | 2,181 | 340 | 23,483 | △47,092 |
| 当期末残高 | 4,987 | 4,987 | 340 | 104,151 | 1,028,091 |

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

株式会社READO

株式会社マークアイ

株式会社リアルキャリア

株式会社REAL FINTECH

REALWORLD ASIA PTE. LTD.

株式会社リアルキャリア及び株式会社REAL FINTECHは、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、PT. SITUS KARUNIA INDONESIAは、保有株式を一部売却したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

なお、決算日が異なる連結子会社については、連結決算日に仮決算を行った計算書類を基礎としております。

| 会社名 | 決算日 |
|-----------|-------|
| 株式会社マークアイ | 3月31日 |

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のないもの

… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産

仕掛品

… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

… 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

8～15年

その他

2～20年

②無形固定資産

… 定額法

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

利息法を採用しております。なお、償却期間は5年です。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ②ポイント引当金 … 将来のポイントの交換による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- (5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
 個別案件毎に判断し、10年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。なお、金額的に重要性のない場合には、発生時に全額償却しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法 … 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象 … ヘッジ手段 … 金利スワップ
ヘッジ対象 … 借入金
 - ③ヘッジ方針 … 市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
 - ④ヘッジの有効性評価の方法 … 金利スワップは特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。
- (8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- 消費税及び … 税抜方式によっております。
 - 地方消費税の会計処理

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(3)、連結会計基準第44-5項(3)及び事業分離等会計基準第57-4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、のれん142,486千円及び資本剰余金98,407千円が減少するとともに、利益剰余金が44,078千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ15,137千円増加しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度においては、建物附属設備及び構築物を取得していないため、連結計算書類への影響額はありません。

誤謬の訂正に関する注記

1. 誤謬の内容

当社は、当社及び当社の子会社である株式会社READOと一部取引先との間のクラウド事業における過年度の取引について、売上計上時期の誤り等不適切な会計処理が判明したことから、過年度に遡りして誤謬の訂正を行いました。当該処理による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産額の帳簿価額に反映されております。

2. 当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額

連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は59,488千円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 90,498千円

連結損益計算書に関する注記

1. 特別調査費用

特別損失の特別調査費用は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から過年度の取引について追加の監査手続が必要であると要請されたことから、当社及び当社の子会社である株式会社READOと一部取引先との間のクラウド事業における取引に関する会計処理について、平成28年8月9日に社内調査委員会を設置し、その後平成28年8月29日から調査主体を独立委員会に移行して調査を行ったことに伴うものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 (株) | 当連結会計年度 増加株式数 (株) | 当連結会計年度 減少株式数 (株) | 当連結会計年度 末の株式数 (株) |
|-------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 普通株式 | 2,717,900 | 18,400 | — | 2,736,300 |

(注) 普通株式の数の増加は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 (株) | 当連結会計年度 増加株式数 (株) | 当連結会計年度 減少株式数 (株) | 当連結会計年度 末の株式数 (株) |
|-------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 普通株式 | — | 65 | — | 65 |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 20,300株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。一部外貨建ての営業債権を保有しておりますが、取引規模が非常に僅少であり、残高も少額なため為替の変動リスクを重要なものと認識しておりません。

金銭の信託は、主として債券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクにさらされておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は1年以内の支払期日であります。リース債務は固定資産の取得のため、また借入金及び社債は主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクにさらされております。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを回避するための為替予約であり、信用リスク、市場リスクにさらされております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 1,085,868 | 1,085,868 | － |
| (2) 売掛金 | 770,463 | 770,463 | － |
| (3) 金銭の信託 | 404,242 | 404,242 | － |
| (4) 敷金及び保証金 | 208,733 | 209,033 | 299 |
| 資産計 | 2,469,308 | 2,469,607 | 299 |
| (1) 買掛金 | 392,321 | 392,321 | － |
| (2) 短期借入金 | 550,000 | 550,000 | － |
| (3) 社債 (※)1 | 237,300 | 237,068 | △231 |
| (4) 長期借入金 (※)1 | 505,855 | 501,727 | △4,127 |
| (5) 未払金 | 226,911 | 226,911 | － |
| (6) 未払法人税等 | 70,384 | 70,384 | － |
| (7) 未払消費税等 | 45,063 | 45,063 | － |
| (8) リース債務 (※)1 | 53,263 | 53,837 | 573 |
| 負債計 | 2,081,099 | 2,077,314 | △3,784 |
| デリバティブ取引 (※)2 | △258 | △258 | － |

(注) 1. 社債、長期借入金、リース債務の連結貸借対照表計上額及び時価には、1年内返済(償還)予定の金額が含まれております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、△で表示しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 金銭の信託

金銭の信託の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金 (5) 未払金 (6) 未払法人税等 (7) 未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債 (4) 長期借入金 (8) リース債務

社債及び固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。また、リース債務については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金等と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金等の時価に含めて記載しております(上記(4)参照)。

4. 投資有価証券(連結貸借対照表計上額74,676千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記算定対象に含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 337円 54銭

1株当たり当期純損失金額 △32円 80銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|------------------------|------------|
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | △89,516千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －千円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 | △89,516千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 2,729,506株 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-----------|------------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 1,675,863 | 流動負債 | 1,500,979 |
| 現金及び預金 | 555,810 | 買掛金 | 97,083 |
| 売掛金 | 449,629 | 短期借入金 | 550,000 |
| 短期貸付金 | 400,000 | 1年内償還予定の社債 | 67,800 |
| 未収入金 | 29,839 | 1年内返済予定の長期借入金 | 123,200 |
| 貯蔵品 | 36,544 | 未払金 | 184,912 |
| 繰延税金資産 | 118,662 | リース債務 | 12,607 |
| 前払費用 | 76,577 | 未払費用 | 17,698 |
| その他 | 10,628 | 未払法人税等 | 1,063 |
| 貸倒引当金 | △1,830 | 未払消費税等 | 25,654 |
| 固定資産 | 1,248,778 | 前受金 | 61,670 |
| 有形固定資産 | 144,092 | 前受収益 | 7,818 |
| 建物 | 106,105 | 預り金 | 15,012 |
| 工具、器具及び備品 | 499 | ポイント引当金 | 336,269 |
| リース資産 | 37,487 | その他 | 190 |
| 無形固定資産 | 51,289 | 固定負債 | 537,916 |
| ソフトウェア | 44,743 | 社債 | 169,500 |
| その他 | 6,545 | 長期借入金 | 330,200 |
| 投資その他の資産 | 1,053,396 | リース債務 | 28,494 |
| 投資有価証券 | 74,676 | その他 | 9,721 |
| 関係会社株式 | 753,880 | 負債合計 | 2,038,895 |
| 敷金及び保証金 | 209,826 | 純 資 産 の 部 | |
| その他 | 25,995 | 株 主 資 本 | 889,516 |
| 貸倒引当金 | △10,982 | 資本金 | 425,517 |
| 繰延資産 | 4,111 | 資本剰余金 | 417,575 |
| 社債発行費 | 4,111 | 資本準備金 | 417,575 |
| | | 利益剰余金 | 46,565 |
| | | その他利益剰余金 | 46,565 |
| | | 繰越利益剰余金 | 46,565 |
| | | 自己株式 | △141 |
| | | 新株予約権 | 340 |
| | | 純資産合計 | 889,857 |
| 資産合計 | 2,928,752 | 負債及び純資産合計 | 2,928,752 |

損 益 計 算 書

(平成27年10月1日から)
(平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 2,534,791 |
| 売 上 原 価 | | 1,530,884 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,003,906 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,000,271 |
| 営 業 利 益 | | 3,634 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 1,715 | |
| 為 替 差 益 | 346 | |
| 業 務 受 託 報 酬 | 11,250 | |
| そ の 他 | 178 | 13,489 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 8,379 | |
| 社 債 発 行 費 | 2,553 | |
| 社 債 利 息 | 1,154 | |
| 支 払 保 証 料 | 1,444 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 1,531 | |
| そ の 他 | 494 | 15,557 |
| 経 常 利 益 | | 1,567 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 11,623 | 11,623 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 33,499 | |
| 事 業 撤 退 損 | 3,502 | |
| 特 別 調 査 費 用 | 129,719 | 166,721 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△) | | △153,530 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 516 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 30,548 | 31,064 |
| 当 期 純 損 失 (△) | | △184,595 |

株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から)
(平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------------------|----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資剰余金計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 剰余金計 |
| 当期首残高 | 417,237 | 409,295 | 409,295 | 275,334 | 275,334 |
| 誤謬の訂正による 累積的影響額 | - | - | - | △44,173 | △44,173 |
| 誤謬の訂正を反映した 当期首残高 | 417,237 | 409,295 | 409,295 | 231,160 | 231,160 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期純損失(△) | - | - | - | △184,595 | △184,595 |
| 新株の発行 | 8,280 | 8,280 | 8,280 | - | - |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | 8,280 | 8,280 | 8,280 | △184,595 | △184,595 |
| 当期末残高 | 425,517 | 417,575 | 417,575 | 46,565 | 46,565 |

| | 株主資本 | 株主資本 合計 | 新株予約権 | 純資産 合計 |
|-----------------------------|------|------------|-------|-----------|
| | 自己株式 | | | |
| 当期首残高 | — | 1,101,867 | — | 1,101,867 |
| 誤謬の訂正による 累積的影響額 | — | △44,173 | — | △44,173 |
| 誤謬の訂正を反映し た当期首残高 | — | 1,057,693 | — | 1,057,693 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純損失(△) | — | △184,595 | — | △184,595 |
| 新株の発行 | — | 16,560 | — | 16,560 |
| 自己株式の取得 | △141 | △141 | — | △141 |
| 株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額) | — | — | 340 | 340 |
| 当期変動額合計 | △141 | △168,177 | 340 | △167,836 |
| 当期末残高 | △141 | 889,516 | 340 | 889,857 |

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び
関連会社株式

… 移動平均法による原価法

その他有価証券
時価のないもの

… 移動平均法による原価法
なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産 貯蔵品

… 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

… 定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 8～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

②無形固定資産

… 定額法

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

利息法を採用しております。なお、償却期間は5年です。

4. 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②ポイント引当金 … 将来のポイントの交換による費用発生に備えるため、当事業年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。
5. のれんの償却方法及び償却期間
個別案件毎に判断し、10年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。なお、金額的に重要性のない場合には、発生時に全額償却しております。
6. 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法 … 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象 … ヘッジ手段 … 金利スワップ
ヘッジ対象 … 借入金
- ③ヘッジ方針 … 市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
- ④ヘッジの有効性評価の方法 … 金利スワップは特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。
7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 消費税及び … 税抜方式によっております。
- 地方消費税の会計処理

会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度においては、建物附属設備及び構築物を取得していないため、計算書類への影響額はありません。

誤謬の訂正に関する注記

1. 誤謬の内容

当社は、当社と一部取引先との間のクラウド事業における過年度の取引について、売上計上時期の誤り等不適切な会計処理が判明したことから、過年度に遡及して誤謬の訂正を行いました。当該処理による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産額の帳簿価額に反映されております。

2. 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は44,173千円減少しております。

貸借対照表に関する注記

| | |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 68,980 千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 441,626 千円 |
| 長期金銭債権 | 11,200 千円 |
| 短期金銭債務 | 21,966 千円 |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

| | |
|-----------------|------------|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 112,274 千円 |
| 業務委託費 | 108,004 千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | |
| 業務委託報酬 | 11,250 千円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,531 千円 |
| 受取利息 | 1,809 千円 |

2. 特別調査費用

特別損失の特別調査費用は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から過年度の取引について追加の監査手続が必要であると要請されたことから、当社及び当社の子会社である株式会社READOと一部取引先との間のクラウド事業における取引に関する会計処理について、平成28年8月9日に社内調査委員会を設置し、その後平成28年8月29日から調査主体を独立委員会に移行して調査を行ったことに伴うものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首の株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度 末の株式数 (株) |
|-------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 普通株式 | — | 65 | — | 65 |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、ポイント引当金の計上によるものであります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---------------------|------------------------|---------------|-------|--------------|-----------|--------------|
| 子会社 | 株式会社READO | 所有 直接 100% | 役員の兼任 | 業務受託 | 11,100 | 未収入金 | 1,080 |
| 子会社 | 株式会社REAL FINTECH | 所有 直接 100% | 役員の兼任 | 貸付 | 400,000 | 短期 貸付金 | 400,000 |
| | | | | 利息の受取 | 1,809 | 未収入金 | 1,809 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

取引条件については、市場価格等を勘案した一般的取引条件にて、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 325円 09銭

1 株当たり当期純損失金額 △67円 63銭

(注) 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|--------------|------------|
| 当期純損失 | △184,595千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | —千円 |
| 普通株式に係る当期純損失 | △184,595千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 2,729,506株 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月29日

株式会社リアルワールド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 雅之^⑧
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫^⑧
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リアルワールドの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルワールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成28年11月29日

株式会社リアルワールド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 雅之 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リアルワールドの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当事業年度に過年度決算の修正を行いました。取締役会は独立委員会の調査結果及び同委員会からの提言を踏まえた再発防止策を策定し、実行中です。当監査役会は再発防止策の実施状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月30日

株式会社リアルワールド 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 久須美卓三 ㊟

監査役 (社外監査役) 半谷智之 ㊟

監査役 (社外監査役) 大村健 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業内容の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に目的事項を追加するものであります。

(2) 一層のコーポレート・ガバナンスの向上を図るため監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに業務の執行と監督の分離を進めるため、取締役会決議によって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役へ委任することができる旨の規定を新設するものであります。

(3) 上記の各変更に伴い号数および条数を修正するなど所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------|--------------------------|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条(条文省略) | 第1条(現行どおり) |
| (目 的) | (目 的) |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| (1)～(17) (条文省略) | (1)～(17) (現行どおり) |
| (新設) | (18) 労働者派遣事業 |
| (18)～(19)(条文省略) | (19)～(20)(現行どおり) |
| 第3条～第4条(条文省略) | 第3条～第4条(現行どおり) |
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| 第5条～第11条(条文省略) | 第5条～第11条(現行どおり) |
| 第3章 株 主 総 会 | 第3章 株 主 総 会 |
| 第12条～第17条(条文省略) | 第12条～第17条(現行どおり) |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会 |
| 第18条(条文省略) | 第18条(現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <u>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u> <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第23条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第25条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>（取締役会の決議の省略） 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>（取締役会の議事録） 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条（条文省略）</p> <p>（取締役の報酬等） 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条（条文省略）</p> | <p>第23条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>（重要な業務執行の決定の委任） 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>（取締役会の決議の省略） 第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>（取締役会の議事録） 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条（現行どおり）</p> <p>（取締役の報酬等） 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> | <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> |
| <p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>) <u>第31条</u> 当社は監査役および監査役会を置く。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(<u>監査役の員数</u>) <u>第32条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(<u>監査役の選任</u>) <u>第33条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>2</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(<u>監査役の任期</u>) <u>第34条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(<u>常勤の監査役</u>) <u>第35条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(<u>監査役会の招集通知</u>) <u>第36条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>) <u>第37条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(<u>監査役会の議事録</u>) <u>第38条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(<u>監査役会規程</u>) <u>第39条</u> 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(監査役の報酬等) <u>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役の実任免除) <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(<u>監査等委員会の設置</u>) <u>第32条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>) <u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその其他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(<u>監査等委員会規程</u>) <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |
| <p>第6章 会計監査人 第42条～第44条（条文省略）</p> | <p>第6章 会計監査人 第37条～第39条（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条～第48条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第41条～第43条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第12回定時株主総会で決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案の効力は、第1号議案における定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------|--|------------|
| 1 | 菊池 誠晃 (昭和53年3月25日生) | 平成13年10月 株式会社サイバーエージェント入社 平成16年3月 同社マネージャー就任 平成17年3月 株式会社シーエー・キャピタル (現 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ) 出向 平成17年7月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) | 1,356,500株 |
| 2 | 有賀 貞一 (昭和22年10月13日生) | 平成2年6月 株式会社野村総合研究所 取締役就任 平成6年6月 同社常務取締役就任 平成9年6月 株式会社CSK 専務取締役就任 平成12年6月 同社代表取締役副社長就任 平成17年10月 株式会社CSKホールディングス 代表取締役就任 平成20年6月 株式会社ミスミグループ本社 代表取締役副社長就任 平成23年10月 AITコンサルティング株式会社設立 代表取締役就任 (現任) 平成27年10月 株式会社アイリッジ 社外取締役就任 平成27年12月 当社 社外取締役就任 平成28年10月 同社取締役会長就任 (現任) 平成28年10月 株式会社アイリッジ 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) | — |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|--|------------|
| 3 | あきた よしてる 穂田 誉輝 (昭和44年4月29日生) | 平成5年4月 株式会社日本合同ファイナンス (現 株式会社ジャフコ) 入社 平成8年4月 株式会社ジャック (現 株式会社カー チスホールディングス) 入社 平成11年9月 株式会社アイシーピー 代表取締役就任 平成12年5月 株式会社カカコム取締役就任 平成13年12月 同社代表取締役社長就任 平成18年6月 同社取締役相談役就任 平成19年7月 クックパッド株式会社 取締役就任 (現任) 平成24年5月 同社代表執行役就任 平成27年7月 株式会社みんなのウェディング 取締役会長就任 (現任) 平成27年12月 当社 社外取締役就任 (現任) 平成28年3月 クックパッド株式会社 執行役就任 (現任) | — |
| 4 | じんの あきふみ 神野 彰史 (昭和43年5月7日生) | 平成4年4月 大和証券株式会社入社 平成7年2月 グッドウィル・グループ株式会社 取締役就任 平成17年1月 株式会社グッドウィル 代表取締役社長就任 平成20年7月 株式会社リージェンシー設立 代表取締役就任 (現任) 平成27年12月 当社 社外取締役就任 (現任) | — |

- (注) 1. 穂田誉輝氏は、クックパッド株式会社の取締役兼執行役であり、同社は当社の大株主であります。その他各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 穂田誉輝氏、および神野彰史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 穂田誉輝氏、および神野彰史氏を社外取締役候補者とする理由は、それぞれ経営者としての豊富な経験、および幅広い見識を実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 穂田誉輝氏、および神野彰史氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社と穂田誉輝氏および神野彰史氏は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。穂田誉輝氏および神野彰史氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の効力は、第1号議案における定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|--|------------|
| 1 | はんが い ともゆき 半谷 智之 (昭和34年2月13日生) | 昭和60年12月 富国生命保険相互会社入社 平成3年3月 日本インベストメント・ファイナンス株式会社(現 大和企業投資株式会社)入社 平成21年4月 DSキャピタル事務サービス株式会社代表取締役就任 平成23年1月 株式会社エクストリーム社外監査役就任 平成23年5月 当社 社外監査役就任(現任) 平成27年4月 株式会社GameWith社外監査役就任(現任) | — |
| 2 | のせ げん 能勢 元 (昭和46年12月18日生) | 平成19年4月 東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 代表取締役就任(現任) 平成21年4月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社社外監査役就任(現任) 平成22年9月 税理士法人東京フィナンシャル会計事務所統括代表社員就任(現任) 平成23年9月 中央大学商学部客員講師(現任) 平成24年6月 日本瓦斯株式会社社外監査役就任(現任) 平成24年9月 東陽監査法人代表社員 | — |
| 3 | おおつか かずまさ 大塚 和成 (昭和46年1月18日生) | 平成11年4月 弁護士登録(平成28年2月まで) 平成17年6月 公益社団法人能楽協会 監事就任 平成18年4月 明治大学法科大学院非常勤講師(会社法) 平成23年7月 二重橋法律事務所開設代表パートナー就任 平成25年6月 株式会社CDG社外監査役就任 平成27年6月 株式会社ユニバーサルエンターテインメント社外取締役就任 平成27年6月 日本ハム株式会社企業価値向上委員会委員就任 平成28年6月 UTグループ株式会社社外取締役就任(現任) | — |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 半谷智之氏、能勢元氏および大塚和成氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 半谷智之氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏の投資業務を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。
- (2) 能勢元氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏の会計士としてのこれまでの経験と専門知識ならびに経営に関する幅広い見識を当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。
- (3) 大塚和成氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏の弁護士としてのこれまでの経験と専門知識ならびに経営に関する幅広い見識を当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。
3. 半谷智之氏、能勢元氏、および大塚和成氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏らとの間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。補欠の監査等委員である取締役が就任する順位につきましては、穂田誉輝氏を第1順位とし、神野彰史氏を第2順位といたします。また、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の効力は、第1号議案における定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|---|------------|
| 1 | あきた よしてる 穂田 誉輝 (昭和44年4月29日生) | 平成5年4月 株式会社日本合同ファイナンス (現 株式会社ジャフコ) 入社 平成8年4月 株式会社ジャック(現 株式会社カーチスホールディングス) 入社 平成11年9月 株式会社アイシーピー 代表取締役就任 平成12年5月 株式会社カカコム取締役就任 平成13年12月 同社代表取締役社長就任 平成18年6月 同社取締役相談役就任 平成19年7月 クックパッド株式会社 取締役就任(現任) 平成24年5月 同社代表執行役就任 平成27年7月 株式会社みんなのウェディング 取締役会長就任(現任) 平成27年12月 当社 社外取締役就任(現任) 平成28年3月 クックパッド株式会社 執行役就任(現任) | — |
| 2 | じんの あきふみ 神野 彰史 (昭和43年5月7日生) | 平成4年4月 大和証券株式会社入社 平成7年2月 グッドウィル・グループ株式会社 取締役就任 平成17年1月 株式会社グッドウィル 代表取締役社長就任 平成20年7月 株式会社リージェンシー設立 代表取締役就任(現任) 平成27年12月 当社 社外取締役就任(現任) | — |

- (注) 1. 穂田誉輝氏は、クックパッド株式会社の取締役兼執行役であります。同社は当社の大株主であります。その他各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 穂田誉輝氏、および神野彰史氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 穂田誉輝氏、および神野彰史氏を補欠の社外取締役候補者とする理由は、それぞれ経営者としての豊富な経験、および幅広い見識を実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 穂田誉輝氏、および神野彰史氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 本議案が承認可決され、穂田誉輝氏および神野彰史氏が監査等委員である取締役に就任する場合、改めて責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。
6. 穂田誉輝氏、および神野彰史氏は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員である取締役以外の取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年12月25日開催の定時株主総会において、年額2億円以内（但し、使用人分の給与は含まない。）とご承認頂き今日にいたっておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止した上で、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、現在と同額の年額2億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の効力は、第1号議案における定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額3,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の効力は、第1号議案における定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は本總會終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては監査役会の決議に基づき、PwC京都監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がPwC京都監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査法人としての独立性および品質管理体制、監査チームとしての専門性および監査手続きの適切性、ならびに当社が展開する事業分野への理解等を総合的に判断した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

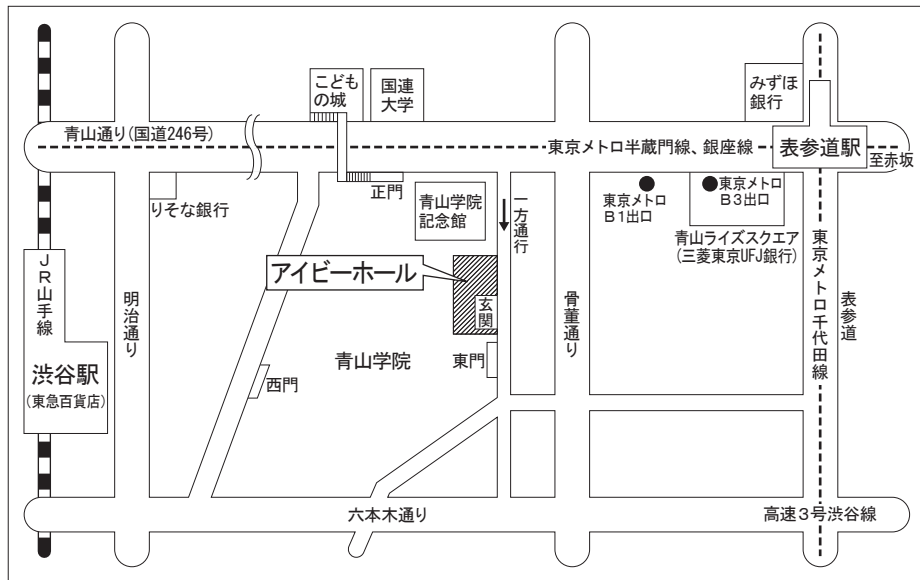
| 名称 | PwC京都監査法人 | |
|-----|---|--|
| 事務所 | 主たる事務所 (京都) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビル7階 (東京) 東京都港区浜松町二丁目4番1号世界貿易センタービル5階 | |
| 沿革 | 平成19年3月 | 京都監査法人 設立 |
| | 平成25年3月 | Pricewaterhouse Coopers Limitedのメンバーファームに加入 |
| 概要 | 出資金 | 310百万円 (平成28年10月31日現在) |
| | 人員数 | 社員 (公認会計士) 27名 職員 (公認会計士) 97名 (公認会計士試験合格者) 42名 (その他) 100名 |
| | 合計 | 266名 (平成28年10月31日現在) |
| | 関与会社数 | 223社 (平成28年10月31日現在) |

(注) 平成28年12月1日より法人名を京都監査法人からPwC京都監査法人に変更しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号
アイビーホール3階（ナルド）



交通機関

- 東京メトロ銀座線・千代田線・半蔵門線
表参道駅（B1・B3出口）より徒歩5分